

議案第90号

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月20日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。